

令和 7 年度第 1 回滝沢市文化財調査委員会議

日時：令和 7 年 7 月 1 7 日（木）午後 3 時から

場所：滝沢市役所 3 階 庁議室



角掛神社の五龍のフジ（5 月 1 9 日撮影）

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 議事
 - 議案第 1 号 副委員長の互選について
 - 報告第 1 号 令和 7 年度滝沢市文化財事業の進捗状況について
 - 報告第 2 号 文化財の現状変更申請について
- 4 閉会

滝沢市教育委員会事務局文化振興課

出席者名簿

1 滝沢市文化財調査委員（※委員期間は通算、本年度含む）

No.	氏名	専門分野	委員就任日	委員期間	備考
1	光井 文行	考古	H24. 4. 1	7 期(14 年目)	
2	越谷 信	地質	H29. 4. 1	5 期(9 年目)	
3	上白石 実	歴史	H30. 4. 1	4 期(8 年目)	
4	渡辺 修二	動物	R 2. 4. 1	3 期(6 年目)	
5	中嶋 奈津子	民俗	R 7. 4. 1	1 期(1 年目)	

2 滝沢市教育委員会事務局

No.	所属	職名	氏名	備考
1	教育委員会	教育長	太田 厚子	
2	教育委員会	教育次長	久保 雪子	
3	文化振興課	課長	岡田 久美	
4	文化振興課	総括主査	井上 雅孝	
5	文化振興課	主査	星野 麗子	

○滝沢市文化財調査委員設置条例

昭和 4 1 年 6 月 2 8 日

条例第 1 0 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 5 日 条例第 1 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 4 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 5 0 号

(設置)

第 1 条 滝沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 調査委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(定数)

第 3 条 調査委員の定数は、5 人以内とする。

(任命)

第 4 条 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 調査委員の任期は、2 年とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、調査委員の設置等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 4 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 5 日 条例第 1 0 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 4 9 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 5 0 号）

この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

○滝沢市文化財調査委員会会議運営規則

平成 22 年 3 月 26 日

教育委員会規則第 4 号

改正 平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 5 号

平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和 41 年滝沢村条例第 10 号）第 6 条の規定に基づき、滝沢市文化財調査委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともにあらかじめ通知しなければならない。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 5 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。